

飛鳥宮跡活用検討委員会（第8回）議事の概要

日 時：平成30年11月20日（火）12時45分～14時15分

場 所：奈良文化会館 多目的室

出 席：田辺委員長、黒田委員、小林委員、櫻井委員、染川委員、田島委員

寺西委員、仲委員、古瀬委員、増井委員、松村委員、森川委員

オブザーバー 文化庁、国営飛鳥歴史公園事務所

事務局 公園緑地課、文化財保存課

関係課 南部東部振興課、文化資源活用課、明日香村

-
- 通常、国指定等文化財の現状変更等には、国の許可が必要になるが、保存活用計画が国の認定を受けた場合、認定保存活用計画に記載された一部行為については事後の届出で認められる。
 - 文化庁で定めた保存活用計画の項目や順序について、各史跡や名勝によって特殊な事情等があるので、固定ではなく議論を進める中で決定する。
 - 現状変更に関わる史跡の質的水準や学術的な担保に関連して、第三者的視点に関する事項を運営・整備体制や経過観察の項目に入れる。
 - 現状変更に関わる事後届出の範疇については、現在文化庁で協議中である。今年度末に決定内容を全国に公表予定である。
 - 飛鳥宮跡と飛鳥京苑池の委員会の進め方については、現段階では進捗の熟度による違いから別々の開催である。将来的には合同開催を視野に入れて進めていく。
 - 今後の継続的発掘調査に関する事項は、計画書の「保存」および「活用」の中に入れていく。発掘調査に伴う成果に基づき、遺構の保全と史跡の展示施設の整備を考えていく。
 - 他史跡の保存活用計画では概ね5年10年の間隔で、状況の変化があれば計画内容を変更すると記載している。本計画でも改訂の時期について言及する。
 - 整備スケジュールについて、史跡整備と公園整備というような分け方はしない方が良い。